

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（1）歴史的建造物の保存・活用に関する課題

指定文化財や歴史的風致形成建造物を中心に歴史的建造物の良好な維持管理に努めるとともに、未指定の歴史的建造物についても悉皆調査を実施し、市独自条例による登録制度を設けて所有者との協働による保存・活用に取り組んでいるが、次のような課題がある。

- ・所有者の高齢化や後継者不足、相続人不存在などの問題から、取り壊しや建替えが進んでいる。
- ・歴史的建造物を維持保全していくうえで不可欠な大工、^{とび}や^{さかん}左官、板金や建具等の職人の高齢化や人材不足により、技術の継承が難しくなっている。
- ・現行の建築基準法などの関係法令へ適合させることが難しく、歴史的建造物の魅力をいかした活用の機会を逃している。

（2）歴史的建造物の周辺環境に関する課題

歴史的建造物につながる道路の美装化や、まち歩きルートの歩道・^{うすいきよ}雨水渠整備を通して生活環境改善と来訪者の回遊性向上を図り、また、官民協働で景観計画区域の拡大やまちなみ修景などへの取り組みも行っているが、次のような課題がある。

- ・歴史的建造物の周辺で歴史的なまちなみを構成してきた地域において、生活利便性を重視した住宅への建替えや駐車場造成が進み、歴史的建造物と一体となって良好な景観・歴史的空間をつくり出してきた周辺環境の風情が損なわれるような変化が生じている。
- ・公共空間においては、電線、電柱、標識柱及び道路舗装などが、歴史的なまちなみとの調和という視点では歴史的景観の阻害要素となっている。民有空間においては、建物の形態意匠、屋外広告物の色彩などが歴史的景観を阻害する要素となっている。
- ・空き家が年々増加するとともに老朽化により維持管理が困難となりつつあり、まちなみの連続性を失う要因となっている。

（3）伝統行事等の伝統文化の継承・育成に関する課題

歴史展示施設での年間を通じた「紹介・体験」や、小学生が授業で触れる機会づくりなどを行い、地元においては他地区との交流や参加希望者への体験機会の提供や指導を通じて伝統行事継承の努力を行っている。また、市民の生活

文化として根付く「茶の湯」については、「茶の湯条例」を制定し記念事業を通して文化の普及啓発を行い、関連する伝統工芸や産業の活性化に取り組んでいる。その一方で次のような課題もある。

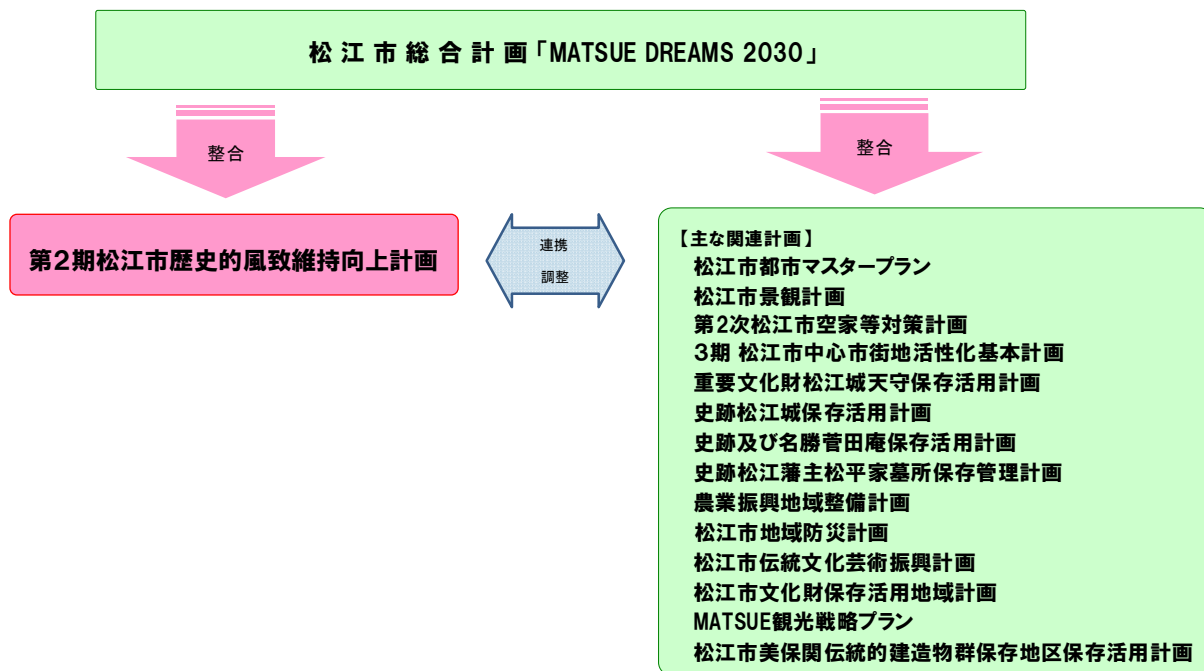
- ・ 少子高齢化や地縁関係の弱体化等の影響もあり、民俗芸能・伝統行事の担い手や後継者の確保と継承が難しくなっている。
- ・ 伝統工芸については、需要の減少等によって職人の数が減少しており、伝統技術の継承と技能者の育成が難しくなっている。
- ・ 茶の湯文化など伝統的な生活文化は、生活スタイルの西洋化、現代化に伴い年々薄れていく傾向が懸念されている。

（４）「まち歩き観光」の充実に関する課題

「まち歩き」をして周遊する観光スタイルが、主要観光スポットのみならず市域全体に行き渡るよう、各地域の歴史・文化資源を掘り起こしながら案内板設置やマップ配布を行うことで「まち歩きルート」を提案し、また、回遊性を向上させるための歩行環境の改善（歩道の段差解消・色調の統一化・側溝の改良）などにも取り組んでいるが、次のような課題もある。

- ・ まち歩きをする国内外からの観光客や来訪者への案内設備や、安心してまち歩きを楽しめる環境整備が必要な箇所が見られる。
- ・ 貴重な歴史文化資源がある松江市をより幅広い層の人に知ってもらう必要がある。

2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性



（1）松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」【令和4年度（2022）～令和11年度（2029）】

本市では、令和4年（2022）3月に策定した松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を将来像に掲げ、それに向かうための基本理念を定めた。

総合計画では、目指す将来像の実現に向けて、5つの柱と、18の基本施策を定め、市民と一体となって取り組みを進めており、「文化力を活かしたまちづくり」を「人口減少対策の推進」、「デジタル技術の活用（DX）」とともにすべての行政分野で推進することとしている。

5つの柱のうち「Ⅲ つながりづくり」の「歴史・伝統・文化・芸術」分野において、2030年に「まちそのものがアート」といった市民の実感が得られるように、松江のチャレンジを掲げている。市民の創作活動を応援する環境づくりや、国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけとした松江の魅力の世界へのアピール、中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつないだ住民の交流やマイクロツーリズムの推進を2030年に向けて取り組んでいく。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画としている。

松江市総合計画

「MATSUE DREAMS 2030」(2022～2029)

【基本理念】

- 松江のジダイをつくる

【将来像】

- 夢を実現できるまち 誇れるまち 松江

【5つの柱】

I. しごとづくり

II. ひとづくり

III. つながりづくり

○「歴史・伝統・文化・芸術」分野

2030年、市民の実感「まちそのものがアート」

松江のチャレンジ

- 松江で活動するアーティストが作品を発表できる場、市民の創作活動を応援する環境をつくれます。
- 国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけに、松江の魅力の世界にアピールします。
- 中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつなぎ、住民の交流やマイクロツーリズム(*)を推進します。
※マイクロツーリズム…住民が地元や近隣地域で行う宿泊観光や日帰り観光。

IV. どだいづくり

V. なかまづくり

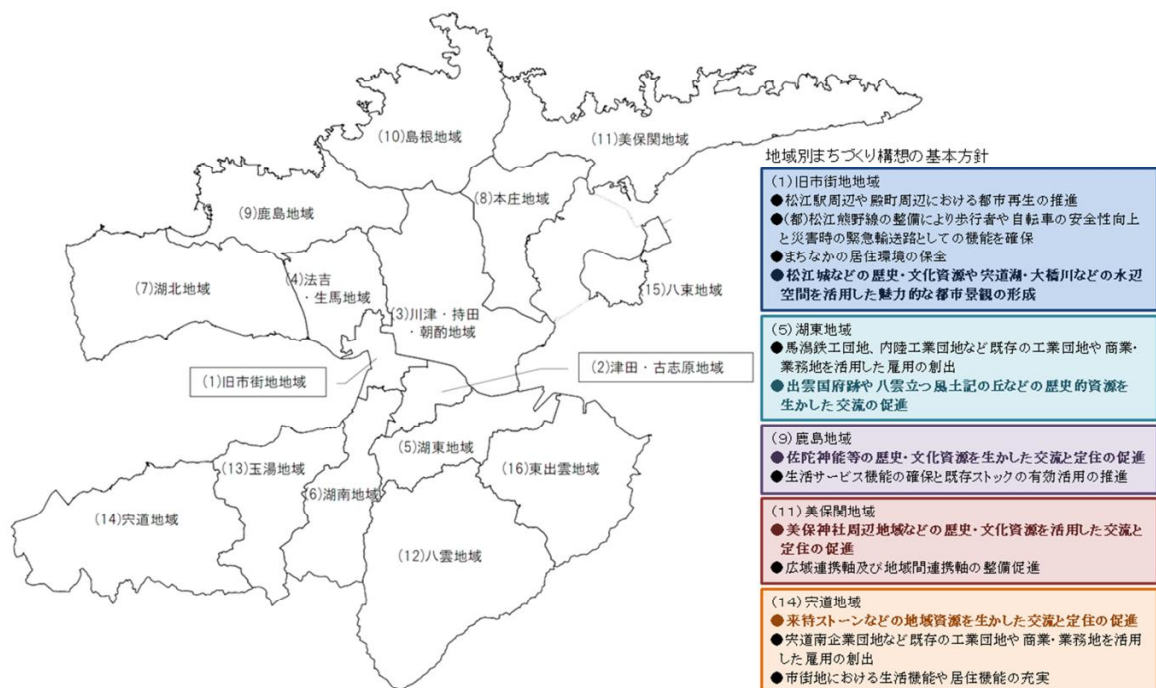
（2）都市マスタープラン（平成30年（2018）3月）

平成30年（2018）3月に改定した松江市都市マスタープラン（2018～2027）では、「定住と交流による活力あるまちづくり～豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進～」を基本理念に掲げ、豊かな自然や水辺を大切にしながら、国宝松江城天守や城下町としての伝統的な町並み、さらには古代出雲の繁栄を物語る遺跡群など、悠久の歴史が感じられる多様な地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することとしている。

「全体構想」における都市ビジョンでは、「訪れる人との交流を促進するまちの形成」というまちづくりの基本方針のもと、「松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的な町並みや、古代出雲神話等の豊かな歴史・文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を活用した交流を促進」するとしている。さらに、分野別のまちづくり方針では、「歴史まちづくりと魅力ある景観形成の推進」のなかで、「歴史的な町並み景観の保全」、「魅力ある都市景観の形成」等を図ることとしている。

「地域別まちづくり構想」では、地域別にまちづくり構想の基本方針を示している。旧城下町周辺にあたる旧市街地地域では、松江城などの歴史・文化資源等を活用した魅力的な都市景観の形成を、その他の地域でも、歴史・文化資源等を生かした交流の促進を基本方針として示している。

このように、都市マスタープランで定める松江市の都市ビジョンにおいても、歴史的風致の維持向上につながる方針が示されている。



松江市都市マスタープラン地域区分図

松江市都市マスタープラン（2018～2027）

【基本理念】

- 定住と交流による活力あるまちづくり
～豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進～

【まちづくりの基本方針】

- ① まちの骨格となる公共交通の整備とアクセス手段の確保
- ② まちづくりに不可欠な幹線道路の整備
- ③ 多世代が居住する循環型の地域を形成するための土地利用の推進
- ④ 若者に魅力ある雇用の創出のための土地利用の推進
- ⑤ 誰もが安全・安心に暮らせるまちの形成
- ⑥ 訪れる人との交流を促進するまちの形成
 - コンベンション施設や宿泊機能の充実
 - 松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的な町並みや、古代出雲神話等の豊かな歴史・文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を活用した交流の促進
 - 「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」を生かした体験交流の拡大
 - 「松江らしいおもてなし」の機運を盛り上げ、交流を促進

【将来都市構造】

- 定住促進の中核
- 雇用創出の中核
- 交通ネットワーク軸

（3）松江市景観計画（平成19年（2007）3月）

松江市景観計画では、市全域を「景観計画区域」として定め、緩やかな規制、誘導を行うとともに、松江城周辺や宍道湖周辺など、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域（伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域、石橋一区景観形成区域、内中原町景観形成区域）」として定め、よりきめ細やかな基準による規制・誘導を図ることで本市の特徴的な歴史的景観や湖畔景観を保全・継承することとしている。また、この計画における景観形成の基本的方針では「歴史的景観資源の保存」を設定しており、歴史的風情のある景観資源を「松江固有の景観を代表する特徴的な要素」と位置づけている。このように、歴史的風致（歴史的なまちなみ・景観）の維持・向上を図ることは本市の良好な景観形成の方向性と一致するものである。

また、計画では本市が目指すべき景観形成の方針を大別・類型化して示しており、歴史的風致の維持向上と特に関連の深い部分を以下に述べる。

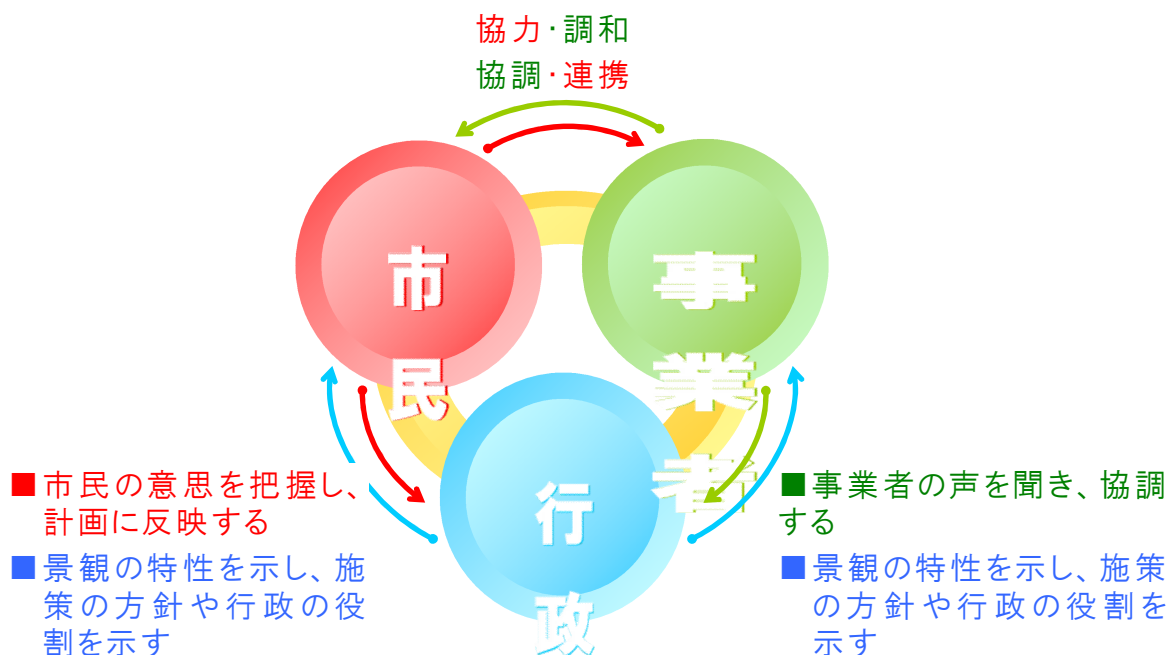
○人びとの営みによる景観（全6種類の景観）

江戸時代の風情あるまちなみが残る松江城周辺や古代出雲文化発祥の地として歴史的な風土を醸成している大庭地区などの特性を「歴史的景観」として設定し、①歴史的まちなみの保存や歴史遺産と調和したまちなみ景観の形成（建物形態や意匠、色彩等）、②古代遺産の保存と周辺景観との調和（景観整備や案内板等の充実）、③観光振興に資する歴史的景観の形成（関連する基盤施設等の整備）といった方向性を示している。

○「人びとに潤いと安らぎを与える景観（全4種類の景観）」

ホーランエンヤ、鑿行列、諸手船神事などの伝統行事・祭礼による文化的で賑わいのある景観を「情景景観」と設定し、伝統行事・祭礼などを後世に継承することや情景景観を楽しめる場所の整備・誘導施策などの環境づくりなどを方針として打ち出している。

この景観計画では、上述の方針に基づきながら、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを推進させることによって良好な景観の「保全」・「創造」・「継承」の実現を目指している。



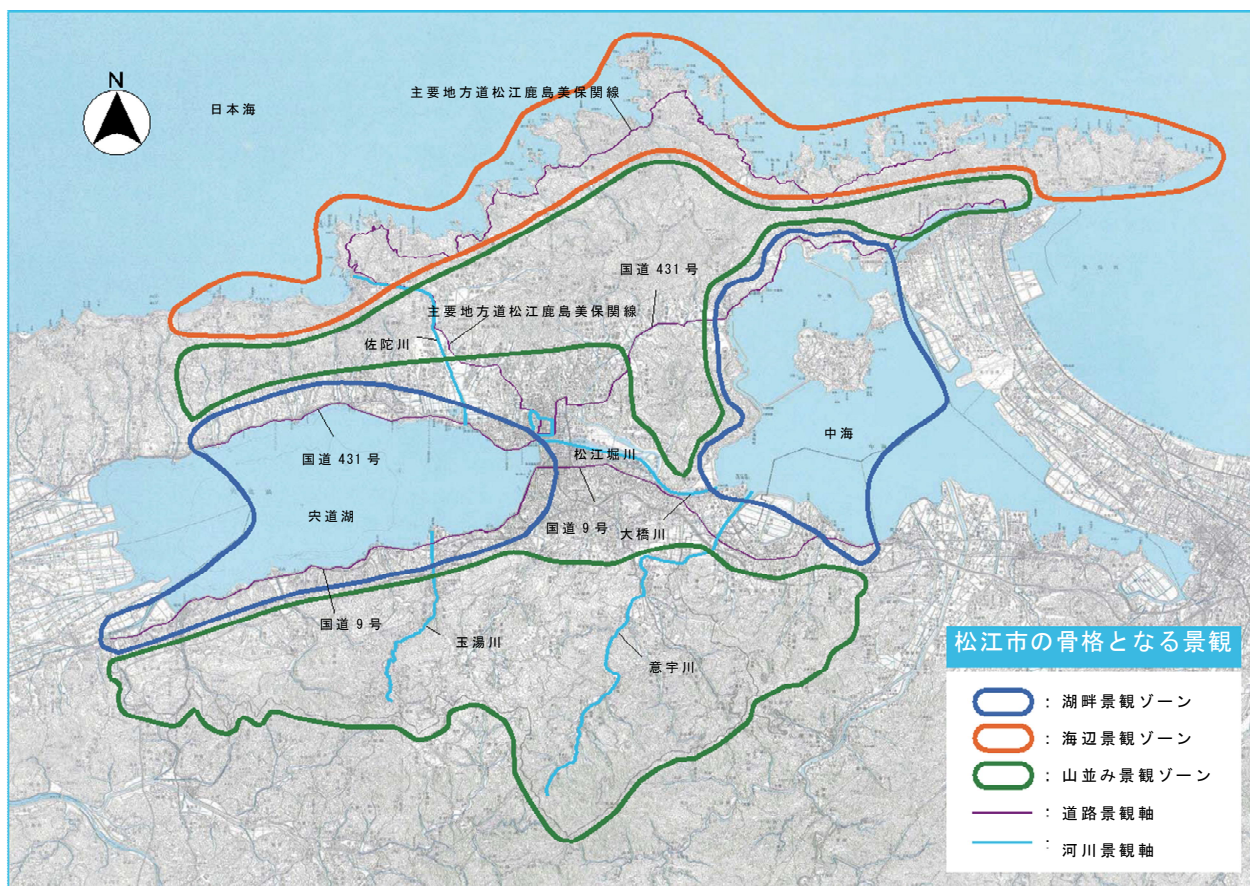
松江市景観計画（2007～）

【基本理念】

- 自然・歴史・文化が呼応する松江の風景
～住むひとが誇りと愛着を感じ、訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり～

【基本的な方針】

- 水辺、山並みなど景観の骨格となる資源の保全
- 全国に誇れるかけがえのない歴史的景観資源の保存
- 地域に対する誇りと愛着を育むまちなみ景観の保全、形成
- 都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の形成
- 市民、事業者、行政の景観に対する意識の醸成



松江市の骨格となる景観類型

（4）第2次松江市空家等対策計画（令和6年（2024）10月改訂）

空家等に関する対策を総合的かつ計画的、効果的に実施するための「松江市空家等対策計画」において、基本的な考え方として『安心・安全な暮らしの実現と地域の活性化を目指し、総合的に空家等対策を推進する』ことを掲げるなど、景観・まちなみの維持向上につながる方向性を示している。

第2次松江市空家等対策計画(2022.4~2027.3)

【空家等対策の基本的な考え方】

1. 安全・安心な暮らしの実現と地域の活性化を目指して、総合的に空家等対策を推進する。

適切に管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観等、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、地域コミュニティの衰えをもたらす。地域住民の生命、身体、財産の保護や生活環境保全のため、適切に管理が行われていない空家等が持つ問題の解消はもとより、空家等の発生抑制から空家等解体後の跡地の有効活用までを視野に入れた空家等対策を進め、空家等の増加を抑制する。また、適切に管理が行われている空家等については、移住・定住の促進や多様なライフスタイルの実現、地域が持つ問題解決のための資源として有効活用を図る。

松江市内のまちは、地形や道路の状況、住宅の密集度合い、地域の土地利用状況など地域特性が様々であり、空家等の発生要因や所有者等が抱える問題も異なることが考えられる。

地域コミュニティの形成や、景観・まちなみの維持に配慮し、住民が心ゆたかで、すこやかに生活できるまちづくりのために、地域特性に応じた空家等対策を進める。なお、空家等の利活用にあたっては、建築基準法に基づく規制や、都市計画法に基づく市街化調整区域内の規制を受ける場合があることから、関係部署と連携し、社会情勢や地域の実情に応じた対策が進められるように制度面について検討を進め、地域が抱える課題・問題の解決を図る。

このように、空家等の問題をまちの問題として捉え、福祉、観光、環境など様々な分野が連携して総合的な空家等対策を進めることで、SDGsの理念に取り組むとともに、安全・安心な暮らしの実現と地域活性化を目指す。

2. 空家等の適切な管理は所有者等の責務であるという基本理念のもと、所有者等、地域、事業者、各種団体、行政が相互につながり、連携して空家等対策に取り組む。

【目指すまちの姿】

【1】安全で快適に暮らし続けられるまちづくり

適切に管理が行われていない空家等は建物の劣化が進むだけでなく、防災性の低下、景観の悪化など、地域住民の生活環境にも悪影響を与える。

活用や維持保全、解体、建て替え等の促進によって空家等の問題解決を図り、周辺環境に悪影響を与える空家等の発生・増加を抑制することで、安全で快適に暮らし続けられるまちづくりを目指す。

【2】移住・定住促進による活気のあるまちづくり（空家資源の活用）

適切に管理が行われている空家等は、地域の資源としての一面も持ち合わせている。地域、事業者、各種団体等および行政が空家等をまちづくりの資源として捉え、協働して移住・定住の促進や地域コミュニティの活性化のために有効活用し、人々の交流による活気のあるまちづくりを目指す。

（5）4期松江市中心市街地活性化基本計画（令和7年（2025）4月）

4期松江市中心市街地活性化基本計画では、第3期計画の効果をさらに伸張し確たるものにすべく、中心市街地のまちづくりテーマを引き続き「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」と設定し、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的なまちなみと地域資源を活かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち松江」を創出していくことを目指している。このまちづくりテーマの実現に必要なコンセプト（基本方針）については、以下の3点である。

①既存ストックの活用などによる活気の創出

中心市街地において、居住人口や営業店舗数の減少、また遊休不動産の増加という課題をふまえて、多彩な伝統工芸・伝統産品が集まり、職人の技を観て・体験することのできる「職人商店街」の創出、遊休不動産を活用した新規出店の促進などにより、中心市街地の賑わいを再生し、住民も観光客も訪れたいくなる唯一無二の魅力を持つまちを目指し、まちなかの活気創出につなげていく。

②水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり

中心市街地の通行量や居住人口が減少し、賑わいが失われつつあるという課題をふまえて、宍道湖畔に隣接する市役所新庁舎テラスの利活用や、千鳥南公園に整備された水辺ステージや多目的テラスを活用することで、ハード、ソフト両方の取り組みにより効果的に水辺空間の活用を促進し、まちなかの賑わいづくりにつなげる。

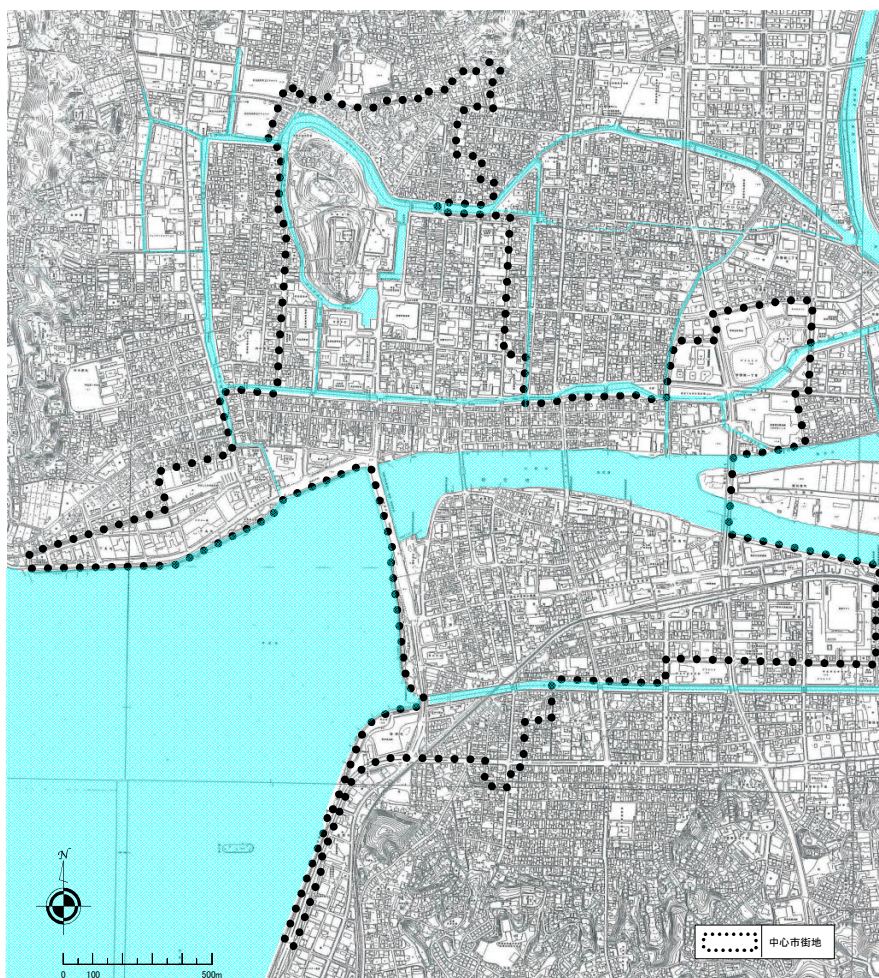
③歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大

松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江のまちなみ、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。

また、FIT 向けの対策強化や各国の富裕層をターゲットにインバウンドの推進を図るとともに、松江城や宍道湖の夕日などの松江市がもつ自然・歴史・文化資源を磨き上げることで観光振興の拡大につなげていく。

さらに、基本計画のなかで、中心市街地の整備改善のための具体的事業として、「地域歴史文化まちづくり推進事業」、「伝統美観地区への補助事業」、「景観計画促進整備事業」等の歴史的風致の維持・向上、景観保全のための事業を挙げている。

このように、中心市街地活性化の方向性・手法には歴史的風致を取り巻く課題の解決につながる要素が多く盛り込まれており、連携を図ることによって、歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。



松江市中心市街地活性化基本計画区域図

4期 松江市中心市街地活性化基本計画

(2025.4～2030.3)

【目指す中心市街地の都市像】

歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか

【基本方針】

- ① 既存ストックの活用などによる活気の創出
- ② 水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり
- ③ 歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大
 - 松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江の街並み、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。
 - FIT 向けの対策強化や各国の富裕層をターゲットにインバウンドの推進を図るとともに、松江城や宍道湖の夕日などの松江市がもつ自然・歴史・文化資源を磨き上げることで 観光振興の拡大につなげていく。

（6）重要文化財松江城天守保存活用計画（平成26年（2014）3月）

松江城天守の適切な保存管理と活用整備を行っていくための基本方針を定め、平成27年（2015）7月の国宝指定後も本計画の方針を引き継いでいる。

重要文化財松江城天守保存活用計画（2014～）

【保存管理計画】(第2章)

保護の方針／保護における基本的な考え方

- ・松江城天守では、附櫓や天守台を含む建物全体を厳密に保存すべき部分とし、現状を適切に維持すると共に、新たな知見に基づき旧規が判明したところについては、復元を積極的に検討する。
- ・さらに、建物を軸部や小屋組、屋根、外壁、各部屋等に分け、それぞれを構成する一連の部材（壁仕上げ材、天井材、床材、建具材等）を「部位」に区分し、基準を設けて取り扱いの方針（保護の方針）を定める。

修理計画／修理の基本的な考え方

- ①点検による異常箇所の発見と、軽微な修理を日常的に行うことにより、雨漏り等建物への水の浸入を防止し、蟻害や虫菌害、腐朽、壁土の剥落等を生じさせないようにする。
- ②災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、島根県教育委員会及び文化庁と協議のうえ、速やかに復旧する。
- ③修繕調書を参考に、雨掛かりや湿気等により傷みやすい場所を認識し、漆喰の塗り直し、木部の修理、瓦の葺替等の計画を立てる。

【公開活用計画】(第5章)

公開活用の基本方針

- ・天守は重要文化財（建造物）であり、松江市の歴史と文化のシンボルであり、ランドマークでもある。今後もこの位置付けを保ち、松江市民はもとより、松江市を訪れる観光客が、これらの価値を最大限享受できるよう、積極的な公開活用を図る。

（7）史跡松江城保存活用計画（平成29年（2017）3月）

史跡松江城の適切な保存管理と活用整備を行っていくための基本方針を示している。

史跡松江城保存活用計画（2017～）

【保存・管理】（第3章）

保存管理の基本方針

- ①慶長期に造られた天守や石垣、堀などの遺構や国宝天守など史跡松江城を構成する本質的価値を明確に把握するとともに、特定した松江城を構成する諸要素について個々に適切な保存管理の方法を定めて確実に保存、継承する。
- ②現存する指定地内の遺構に加え地下に埋蔵されている遺構・遺物については調査・研究を進め、松江城の価値を明らかにするとともに、保存や公開・活用を図る。
- ③史跡松江城が築城時から現在に至るまで、都市構造の核であることを顕在化できるような眺望の確保と、史跡地内はもとより眼下に広がる旧城下町においても歴史的景観や自然環境の保全を目的とした文化財の保護と都市計画等が一体となった環境づくりに努める。
- ④都市公園でもある松江城は、市民の憩いの場、散策や休息の空間であることから、現状保存を図る区域と、適切な保存管理のもとで整備活用を図る区域を明確に位置づけ、史跡の文化財的価値の保存や歴史的景観の保全や植生管理、公園的機能の充実に努める。
- ⑤史跡松江城を将来にわたって適正に保存・管理するための仕組みや体制を構築するとともに、具体的な取り組み内容を明確にする。

【活用・整備】（第4章）

活用の基本方針

- ①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承
- ②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信
- ③地域と連携した多面的活用の推進
- ④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

整備の基本方針

- ①保存のための整備の推進
- ②史跡の価値に基づく整備
- ③公開活用のための施設の充実
- ④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備
- ⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備

（8）史跡及び名勝菅田庵保存活用計画（平成29年（2017）3月）

史跡及び名勝菅田庵の適切な保存管理と活用整備を行っていくための基本方針を示している。

史跡及び名勝菅田庵保存活用計画（2017～）

【保存管理】（第3章）

基本方針

①「菅田庵」の本質的価値を構成する枢要の諸要素

- (ア) 史跡及び名勝を構成する歴史的建造物については、将来にわたって適切な保存・管理に努めるとともに積極的に活用を図る。
- (イ) 庭園を構成する構造物等については、良好に保存できるよう管理に努める。また、必要であれば古写真等をもとに復旧・復元に努める。
- (ウ) 庭園を構成する各主要要素の内、眺望については、管理の問題とも照らし合わせたうえで適切な眺望を得る工夫をする必要がある。また、池辺の道については、古写真等をもとに復元を図る。
- (エ) 庭園を構成する植栽等については、古写真や資料等によって補植や伐採、枝払い、剪定等を行い指定時に近い状態に復元する。

②「菅田庵」の歴史的価値を構成する諸要素

- ・ 管理用建物については、管理の目的が達成されることは勿論であるが、指定建造物に近接しているので防火対策に万全を期するとともに、改築等を行う場合には史跡及び名勝の景観を阻害しないよう外観に十分配慮する。
- ・ 「菅田庵」を良好に保存し活用するためには、「楓の馬場」「萩の台」「御成門」「切通」「古茶屋」などの周辺地を追加指定することが望ましい。史料等の蓄積や管理上の問題など諸条件が整えば追加指定を目指す。

③その他の要素

- (ア) 文化財保存活用施設等については、景観を損ねないよう配慮のうえ適所に設置する。
- (イ) 管理施設・設備等のうち、防災関係設備については、史跡及び名勝景観に十分配慮しながら、簡単な操作で防火・防犯効果が得られるような設備に更新する。

【整備・活用】（第4章）

整備活用の基本方針

①「菅田庵」の本質的価値の保存を大前提とした整備を実施する。

- ・ 史跡及び名勝の本質的価値を構成する枢要の諸要素である歴史的建造物、庭園を構成する庭や露地、植栽等の各諸要素の保存を確実にするための整備を行う。
- ・ 現存する歴史的建造物は、定期的な調査により状況を把握し、将来にわたり良好な状態で後世に引き継ぐために、今後とも計画的な保存修復を行う。
- ・ 各種施設の整備の際には、「菅田庵」の歴史的景観の保全を図る。
- ・ 指定地外については、歴史史料等の発見など条件が整えば、専門家の指導のもと菅田庵に至る道の整備や樹木配置、眺望などの再生についても検討を図る。
- ・ 便益施設及びサイン等の設置は、景観を損ねないよう配慮のうえ適所に設置する。
- ・ 防災関係設備については、史跡及び名勝の景観に十分配慮しながら、適切な時期に防火・防犯効果が十分に得られるよう更新する。

②関連する諸団体との連携・協力によって持続的で魅力的な活用の仕組みを構築するよう努める。

- ・ 「菅田庵」に関する情報を関連団体と共有する。
- ・ 市民や企業、NPOなど多様な団体との連携・協働により周辺整備や活用を推進する。
- ・ 市民ボランティアとの連携・協働による見学コースの開発や、見どころを巡るガイドツアー等の拡充など、多くの見学者が本物の歴史に触れ学ぶ機会の創出を推進する。

（9）史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画（平成12年（2000）3月）

史跡松江藩主松平家墓所の適切な保存管理を行っていくための基本方針を示している。

史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画（2000～）

【保存管理計画】(IV)

1. 保存管理計画の理念と方針

理 念

- (1) 松江藩主松平家墓所は、九つの廟がそれぞれに個性的で時代的特徴をよく表し、近世大名家墓所の代表的なものであり、将来にむけてもっとも望ましい姿で史跡としての価値を引き出し、かつ高めながら保存管理していく。
- (2) 墓地を取り囲む背後の山林をはじめとする史跡内の植生については、史跡の景観を構成する重要な要素であるので、その適切な管理と保全に努める。

方 針

(1) 遺構の復元的整備

史跡内の廟門や墓地など全体的に遺構の荒廃、腐朽が著しいので、年次計画を立てて、これを修復する。

(2) 環境の保全

史跡内の植生について、望ましいあり方を検討しながら、墓所としてふさわしい景観の保全に努める。

(3) 史跡の活用

松江藩主松平家墓所は、本市の代表的な観光地として市民や内外の見学者に親しまれているので、文化財の価値を損なわないよう十分に配慮しつつ、便益機能を充実させていくことに努める。

4. 保存整備の基本方針

まず史料の収集に努力し、その研究・検討を行うことが何よりも重要となる。そのうえで、次のような基本方針に沿って保存整備を行う。

- (1) 各廟門及び廟所内については、可能な限り創建時の姿に戻す。但し、大正時代に改葬された藩主以外の墓塔については、現状のまま整備する。
- (2) 排水施設については本来の形状・構造を確認したうえで、景観に配慮しながら整備する。
- (3) 植栽については可能な限り創建時の姿に戻し、廟門等建造物に危険を及ぼす可能性のある樹木については伐採又は、整枝する。
- (4) 便益及びサイン施設は、景観を損ねないよう配慮のうえ適所に設置する。
- (5) 整備事業を遂行するに当たっては、本保存管理計画策定委員会を母体とする整備委員会を発足させ、委員会の学術的検討を踏まえて事業を行う。

（10）農業振興地域整備計画（令和3年（2021）6月改定）

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画を定め、整備に関し必要な施策を計画的に行い、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用を推進してきている。

農業振興地域整備計画（令和3年（2021）6月改定）

第1 農用地利用計画

農業振興地域の優良な農地については、集落営農組織・農地所有適格法人・認定農業者等、担い手への農地の利用集積・集団化を促進し、耕作放棄地の対策等も推進しながら、市の重点作物を中心とした生産を行うための地域として確保し、都市化の進展と調和のとれた土地の有効活用を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

ほ場整備事業と併せて、国・県補助事業や松江市単独事業等による農業水利施設・農道・老朽化した頭首工等の整備を行い、農業生産性の向上を図る。

第3 農用地等の保全計画

耕作放棄地対策を活用しながら積極的に担い手農家や農地所有適格法人等への集積を図り、その解消に努めるとともに、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の導入や、市独自の松江市農山漁村地域活性化基本条例なども活用しながら農村・農業の維持振興を図り、耕作放棄地の新たな発生の防止に努める。島根半島や宍道湖南部地域は農地地すべり地帯が広く分布しており、今後も農地地すべり対策事業を推進し、農地や集落の保全に取り組んでいく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

第5 農業近代化施設の整備計画

作物別・地域別の近代化施設の整備の方向を定め取り組んでいく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

就農支援、農業技術・知識の習得、情報提供、認定農業者や集落営農組織等への取組について支援を継続していく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

経済波及効果の大きい観光産業を振興・拡大し、地域農産物を利用した食品加工業等の地場産業を育成するとともに、波及効果が期待できる優良企業の誘致を促進していく。

第8 生活環境施設の整備計画

農村の活性化と定住促進を図るために生活環境の整備を進めていく。

(11) 松江市地域防災計画（平成25年（2013）3月改訂）

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう『減災』の考え方を基本理念とし取り組んでいる。

松江市地域防災計画（2013.3月改訂）

風水害対策編・震災対策編

計画の方針、想定される被害、風水害、地震災害及び津波災害に対する事前の備え、風水害、地震災害及び津波災害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めている。

予防計画

建築物・公共土木施設災害の予防

文教施設の安全化

文化財の保護

- 国・県・市指定建造物及び登録有形文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、必要に応じて耐震補強を実施する。
- 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- 古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるように記録を作成する。
- 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

応急対策計画

文教対策

文化財の保護

- 被害の把握
文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を施設関係課に連絡するとともに、自らが必要な応急措置を講じる。
施設関係課は、被害の把握が確実に行われるよう、必要な体制の整備について指導・協力する。
- 被害の拡大防止
二次的な被害の拡大防止のため火災予防・倒壊防止・盗難・風雨への対策を講ずる。
- 関係機関への情報連絡
県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。
- 歴史的建造物の保護
歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起するうえで重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

各種災害対策編

流出油事故、出雲空港等における航空災害、鉄道やライフライン施設における事故災害、雪害及び濁水等の災害に関する予防計画ならびに応急対策計画を定めている。

原子力災害対策編

島根原子力発電所の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定めている。

（12）松江市伝統文化芸術振興計画（令和3年（2021）3月）

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」（令和3年3月30日制定）のめざすべきまち「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」の姿の実現に向けて策定された計画である。

松江市伝統文化芸術振興計画

（2021年度～2032年度）

【めざすべきまちの姿】

誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち

【基本理念】

松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次に掲げる松江の文化力を支える7つの柱を保存し、継承し、発展させて行く。

- (1) 古代から近代までの豊富な文化財
- (2) 地域に根づく伝統文化
- (3) 市民生活に根づく茶の湯文化
- (4) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
- (5) 市民とともに育む文化芸術活動
- (6) 伝統文化芸術活動の拠点となる施設
- (7) 宍道湖、堀川、中海等の松江的景観

【取組の視点】

市及び文化に関わる者は互いに協力し、または連携し合い、次に掲げる6つの取組の視点を取り入れながら伝統文化芸術振興に努める。

- (1) 「知る」
知る機会の充実・教育、調査及び研究
- (2) 「育てる」
担い手、活動者、指導者、コーディネーター等の育成・支援
- (3) 「伝える」
保護や保存、継承、顕彰、情報発信
- (4) 「創造する」
価値の創出、新たなモノ・コト生み出す
- (5) 「活用する」
性質や働きが十分に発揮できるように、柔軟に使う
- (6) 「支える」
伝統文化芸術活動に対する直接的・間接的な支援

（13）松江市文化財保存活用地域計画（令和3年（2021）12月）

市民の郷土への愛着と誇りを高め、観光や定住、産業など地域振興につながる歴史文化を生かしたまちづくりを進めるために、文化財行政の将来ビジョンとアクションプランを示している。

松江市文化財保存活用地域計画

（2022.4～2030.3）

【目指す松江市の将来像】

誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち

基本方針① 文化財の確実な保存と価値の発信・共有

【課題】文化財の適切な保存

【取組項目1】指定、選定、登録された文化財の保存

【取組項目2】文化財指定等の推進

【取組項目3】文化財の収蔵とその環境整備

【課題】文化財の調査研究

【取組項目1】調査研究の考え方

【取組項目2】松江市政府が行う調査研究とその体制

【取組項目3】調査研究成果の発信の継続とさらなる推進

【取組項目4】文化財で歴史を物語る～「ヒストリー」を目指した調査研究

基本方針② 文化財を生かしたまちづくり

【課題】文化財の活用

【取組項目1】文化財の特性に応じた活用

【取組項目2】博物館・資料館の機能強化と積極的な公開・活用

【取組項目3】「ヒストリー」に沿った活用

【取組項目4】ITを用いた文化財情報の整理と積極的な公開

【取組項目5】バリアフリーの実現による活用の推進

【課題】歴史文化を生かしたまちづくり

【取組項目1】まちづくりにおける文化財保存・活用の視点

【取組項目2】歴史的まちなみ、景観の一層の保全

【取組項目3】歴史的建造物の一層の保全継承

【取組項目4】地域での文化財に関する取組の推進

③ 文化財の保存・活用を支える人づくり・仕組みづくり

【課題】文化財の担い手

【取組項目1】文化財所有者、保持者等への支援

【取組項目2】担い手を支援し、育成する仕組みの構築

【課題】財源

【取組項目1】松江市の財源の確保

【取組項目2】民間所有者の財源確保支援

(14) MATSUE 観光戦略プラン（令和5年（2023）2月）

地域経済の持続的な発展を図るため、松江の魅力に磨きをかけて、国内外から人が集まるまちを目指し策定された観光に特化した戦略プランである。

MATSUE観光戦略プラン

(2023.4～2029.3)

【目指す松江市の将来像】
世界中から松江に人が集まる

【コンセプト】
Authentic Japan “MATSUE”
～城下町 水の都 暮らしに息づく伝統～

基本戦略① 魅力ある観光素材の磨き上げ

【主要施策1】ユニークで多彩な観光資源の活用
 【主要施策2】城下町のまちあるきの推進
 【主要施策3】夜のまち・朝のまちの魅力向上
 【主要施策4】サステナブルツーリズムの創造
 【主要施策5】食と特産品の磨き上げ・高付加価値化

基本戦略② 快適に過ごせる環境づくりと利便性向上

【主要施策1】歩きたくなるまちなみ整備
 【主要施策2】快適に滞在できる環境づくり
 【主要施策3】移動の利便性向上
 【主要施策4】観光を担うひとづくりとおもてなしの向上

基本戦略③ 松江の魅力発信と顧客の創造

【主要施策1】マーケティング・プロモーション
 【主要施策2】インバウンド・松江への周遊促進
 【主要施策3】MICEの誘致
 【主要施策4】スポーツ・エンターテインメントの活性化
 【主要施策5】オフシーズン対策
 【主要施策6】ひと・企業とのつながりづくり

基本戦略④ 観光地松江の土台づくり

【主要施策1】観光推進組織づくり
 【主要施策2】新たな観光財源の検討・導入
 【主要施策3】観光産業の担い手づくり
 【主要施策4】国内・海外からのアクセス向上

（15）松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画（令和7年（2025）12月）

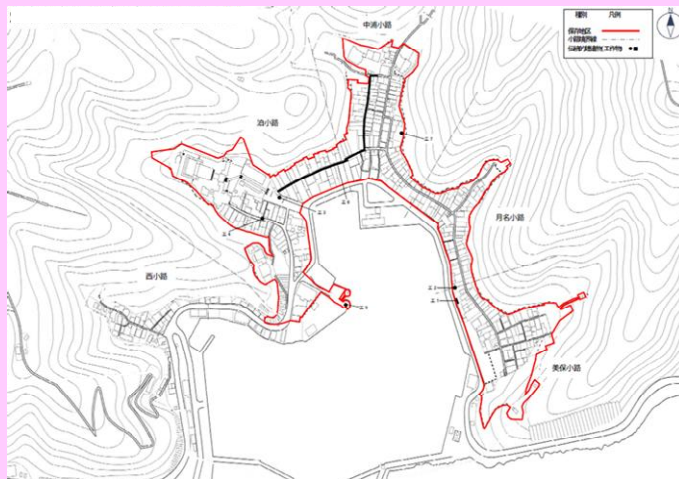
先人から受け継がれてきた美保関固有の歴史的町並みを保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上と地域文化の振興に資することを目的として策定された計画である。

松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画（2025～）

1 保存活用計画の基本事項

〈保存地区の名称・面積・区域〉

- ・名称：松江市美保関伝統的建造物群保存地区
- ・面積：約5.9ヘクタール
- ・範囲：美保関町美保関の一部（泊小路の一部、中浦小路、月名小路、美保小路）



2 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

〈保存及び活用の方向〉

- ・港町・門前町の個性豊かな歴史的環境を守り、後世に継承することを基本とし、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保存を図るとともに、歴史的景観を活かした定住・交流人口の増加や積極的な情報発信を目指し、魅力あふれた保存地区の創出に努めるものとする。
- ・関の五本松公園や美保関灯台、馬着山等を含む周辺地域と一体で活用策を考えていく。
- ・保存・継承に際して、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備にも十分配慮するものとする。

4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

〈保存整備の方向〉

- ・地区住民の理解と協力のもと、快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物について、修景を進め、保存地区全体の価値を高める。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

先述の課題を踏まえ、歴史的風致を維持向上させるための方針を次の通り定める。

（1）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

- ・文化財や歴史的風致形成建造物、市の登録歴史的建造物を所有者と協力して保存活用するとともに、未指定文化財の調査を進めることによって、文化財の指定や登録による保護措置を推進し歴史的なまちなみ環境の形成を図る。
- ・ヘリテージマネージャーや伝統技術者など技能を有する人材との協働を図り、官民連携事業や技術者組織への支援を行うことで技術を研鑽する場の提供や人材育成を図る。
- ・各種支援制度などを有効活用するとともに、国が示す「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」などを基とした制度構築を目指すなど、現代のニーズに対応した歴史的建造物の活用を図る。
- ・歴史的建造物や景観重要建造物の保存修理や維持管理を適切に行いながら、それらが持つ固有の価値や魅力を広く伝え、観光資源としての活用を図る。

（2）歴史的建造物の周辺環境に関する方針

- ・無電柱化や道路美装化などを進め、歴史的なまちなみ景観の形成を図るとともに、そのまちなみと住民の活動とが調和する環境整備を図る。
- ・建造物の高さや意匠、屋外広告物の色彩などを官民協働でルール化し、景観計画重点区域等の拡大も視野に入れ良好な環境づくりに取り組んでいく。
- ・適切な管理が行われていない空き家や空き店舗などの遊休不動産について、防災防犯対策と活用の視点から外観保全やリノベーションなどの支援を行い、まちなみの連続性を保っていく。
- ・歴史的建造物などの観光資源を核として、エリア一帯の環境を整備することで、まちなみの魅力向上及び国内外の観光誘客に繋げていく。

（3）伝統行事等の伝統文化の継承・育成に関する方針

- ・調査を踏まえ保護すべき価値の認められるものは文化財指定によって積極的な保護を図っていく。
- ・伝統芸能や伝統工芸等の担い手の確保、育成を推進するため、歴史展示施設での「紹介・体験」を充実させ幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、地域で催される事業やイベント等との連携を強めながら活動、需要の場を確保していく。
- ・「茶の湯条例」の理念にのっとり、茶の湯文化の向上に欠かせない歴史的資源

- の積極的な活用と人材育成を図り、文化の継承と産業活性化につなげる。
- ・ 松江の伝統文化の魅力を国内外に発信し、観光資源としての活用を図る。

（４）「まち歩き観光」の充実に関する方針

- ・ 歴史的資源の保存・活用を行う施設や多言語解説などインバウンドを含む観光誘客のための環境整備を実施し、新たな来訪者層の開拓を行い、地域のさらなる賑わいを創出していく。
- ・ 文化財所有者や地域住民が主体となって、歴史的風致の価値や魅力を引き出すことを意図した情報発信を積極的に行い、「まち歩きルート」の提案・活用をすることで、歴史的資源を活かした観光振興に繋げていく。
- ・ まち歩きの回遊性をさらに向上させるための歩行空間、広場、公園などの改良や、自転車、船、公共交通等の移動手段の利用環境の改善を図っていく。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

「松江市歴史まちづくり推進ワーキングチーム」（庁内組織）を設置し、関連部局の連携強化を図ることで、市民の声や地域の状況を迅速に把握し効果的に事業を展開する。主要施策については「松江市歴史まちづくり推進会議」での意思決定を受ける。また、法定協議会の「松江市歴史まちづくり推進協議会」を定期的で開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整を行い、客観的な事業管理や評価を行うことで、より効果的な歴史まちづくり事業の実施につなげていく。

